

問い合わせフォームに寄せられたご質問

種類	種類別 No	質問	回答	受付日
制度	1	利用時間の上限が週 28 時間となっていますが、1つの団体が2校使用する場合、上限は1校あたり28時間ででしょうか。または、2校合わせて28時間ででしょうか。	1校あたりの使用上限となります。	2月24日
制度	2	川口市学校施設開放事業説明資料 Ⅱ 令和8年度（6月以降）の学校施設開放事業の概要 6使用料の免除 (1) ③と (2) ③について、免除と減額の違いを教えてください。（川口市スポーツ少年団）	(1) ③の免除となる団体は、スポーツ協会等の名義で使用する場合であり、その加盟団体が利用する場合は含まれません。例えば、スポーツ協会が主催する大会等が想定されます。 (2) ③の減額となる団体は、加盟団体が定期的に利用する場合も含まれます。	2月24日
制度	3	定期的な利用（団体登録）をしている団体が、一時利用の制度を用いて練習試合などを行うことができるか。	定期的な利用（団体登録）をしている団体の一時利用は認められません。練習試合などについては、学校施設開放協議会等において調整した利用日時の範囲内で行ってください。ただし、定期的な利用の時間が週12時間未満の場合は、週12時間までを上限とし、一時的な利用を認めるものとします。 また、連合町会の主催する季節催事や川口市スポーツ少年団等が年間事業計画等に定める大会などについては、定期的な利用日時の範囲外と認められます。なお、当該団体等が主催する大会などの開催頻度や時間が、他の利用団体の活動を妨げるなど、適正頻度・適正時間を超える場合には、一時利用の回数の上限設定を定めることも、今後検討してまいります。	
団体登録	1	不特定多数の団体登録が可能で使用可能な状態に不安があります。	利用団体に対しては、団体登録の際に構成員名簿を提出すること、対面式で開催される協議会への参加を必須とすることにより、確認いたします。また、学校施設に危険物の放置等の異常がありましたら、事故報告として、発見した団体にも報告を義務付けております。 なお、令和8年度は、新規で定期利用する団体の受け付けは想定しておりません。	2月17日

種類	種類別 No	質問	回答	受付日
団体登録	2	どこまでの人がどれだけ登録できるのでしょうか。川口市民、年齢などの制限はありますか。また、家族で5人集めても登録可能でしょうか。	<p>団体登録に際しての要件は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5人以上の団体であること</li> <li>・ 代表者が成人（高校生は除く）であること</li> <li>・ 重複登録（代表者や構成員）ではないこと</li> <li>・ 前々年度以降に団体登録の取消を受けた団体でないこと</li> <li>・ 学校ごとに設置する学校施設開放協議会等に参加すること</li> </ul> <p>の5点です。</p> <p>利用にあたって年齢等の制限はありません。</p> <p>月に1回または年間12回以上使用するのであれば、家族5人での登録も制度上可能となります。</p>	2月17日
団体登録	3	団体登録のスケジュールと、申請方法の詳細を教えてください。	<p>スケジュールについては、3月中に団体登録の申請をお願いいたします。その後、申請に対する承認のご連絡をいたします。</p> <p>申請方法については、オンラインでの申請としております。申請フォームについては、後日ホームページに掲載いたしますので、今しばらくお待ちください。</p>	2月17日
団体登録	4	PTAの催し物としてスポーツ交流会を行っており、交流会に向けての練習を体育館で毎月2回ほど行っている場合は、団体登録する必要はありますか。また登録する必要がある場合は減免になるのでしょうか。	<p>月2回の利用の場合、団体登録が必要となります。年間事業計画に位置付けた地域振興に資する取組みには合致しないものと思われますので、その場合は町会を条件とした減免には該当いたしません。</p>	2月24日

種類	種類別 No	質問	回答	受付日
団体登録	5	利用団体登録が3月1日からとの事ですが、登録と利用団体の承認、利用申請をこの短期間でこなすには、無理があります。周知期間を長く設けてほしかったです。	今年度に限り、団体登録の承認を待たずに、利用申請をしていただくこととなります。使用料や制度について、お知らせが遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。	2月24日
団体登録	6	公民館のように団体登録や利用者ID(申請者ID)は取得しますか。するのであれば、やり方と取得にあたっての期限を教えてください。 また、1団体の複数人のID取得は可能でしょうか。	団体登録が必要となります。なお、利用者IDは発行されません。 団体登録の方法は、団体登録申請システムからのご申請いただいた後、市からの承認の通知メールをもって登録されます。申請の期限は3月31日までです。 構成員の同じ1つの団体が複数登録をすることは認められません。 団体登録申請システム： <a href="https://logoform.jp/f/zH4ej">https://logoform.jp/f/zH4ej</a>	2月25日
団体登録	7	3団体で毎週連続した3コマを割り振り利用している場合、3団体が個々に1コマずつ申請ではなく3団体を1つの団体として団体登録をして、毎週3コマずつ申請することは可能でしょうか。	3団体合同で活動をしているのであれば、3団体を1つの団体として登録することが可能です。 それぞれ活動している場合は、それぞれの団体としてご登録ください。	2月25日
団体登録	8	登録する学校が2校ある場合、2回団体登録の申請をするのか。	団体登録の申請は1回です。1回の申請で2校分の申請が可能です。	2月25日
団体登録	9	「団体構成員」は、施設を利用する人ですか。 団体の代表者でしょうか。 利用者だとすると特定はできません。	構成員は施設を利用する人の全員です。 町会等が催事で利用する場合は、一時利用にあたりますので、団体登録の申請とは別の手続きとなります。減免の適用条件にもよりますが、催事で利用する場合は名簿の提出は不要です。	2月25日

種類	種類別 No	質問	回答	受付日
利用申請	1	定期利用に当てはまらない練習試合や大会の場合はどのように申請するのでしょうか。 施設の空き状況がわかるのですか。 空いていても、利用の上限や制限があるのでしょうか。	一時利用の場合は、利用申請システムを通さず、直接学校と調整をしていただくこととなります。 施設の空き状況は、日付と施設を選択すればシステム上で確認をすることができますが、空いている場合においても、システム上で申請せず、必ず学校との調整をお願いいたします。 また、利用時間の上限は週28時間ですが、定期利用に当てはまらない場合、利用の上限を超えることはないと思われます。また、1日あたりの利用上限や、連続利用の上限はありません。	2月24日
利用申請	2	利用申請は毎月行う必要がありますか。一度に年間予約はできますか。	毎月の申請をお願いいたします。申請期間は、利用月の3か月前の初日から15日までです。（7月利用分の場合は、4月1日から4月15日）	2月25日
利用申請	3	利用申請、使用料の支払いまでの期間がどれくらいあるのか聞きたいです  利用申請後の修正は不可でしょうか。予約はあくまで3か月前の15日まででしょうか（空きが確認できたとしてもそこは利用申請できないのか）。	おおよそのスケジュールは以下のとおりです。 ①利用申請：利用月の3か月前の15日まで ②（電子決済の場合のみ）納付申請：利用月の3か月前の末日まで ③納付書の送付または電子決済の案内：利用月の2か月前の15日頃 ④使用料の納付：利用月の2か月前の末日以降  利用申請の申請期限（3か月前の15日）を過ぎた後の修正は原則受け付けません。また、空きが確認できた場合について、令和8年度は利用できません。令和9年度以降については、空いた枠を利用できるよう制度の構築を進めております。	2月25日
利用申請	4	利用申請をしたコマは必ず支払いが発生しますか。	利用申請したコマは支払いが発生します。ただし、利用者の責によらない理由（悪天候のため使用できないなど）により、利用できなかった場合については、返金いたします。	2月25日

種類	種類別 No	質問	回答	受付日
利用申請	5	(団体登録-9と同じ) 「団体構成員」は、施設を利用する人ですか。 利用者が特定できない場合はどのようにすれば良いでしょうか。	構成員は施設を利用する人の全員です。 町会等が催事で利用する場合は、一時利用にあたりますので、団体登録の申請とは別の手続きとなります。減免の適用条件にもよりますが、催事で利用する場合は名簿の提出は不要です。	2月25日
使用料	1	小学生を対象にスポーツの指導を行っています。 当団体は使用料の減免団体にあたるようですが、それでも使用料及び空調代がかかります。 スポーツ少年団の活動は免除になるのだから、ほぼ同じ趣旨で活動している当団体も使用料の免除にはなりませんでしょうか。	スポーツ少年団の活動については、大会等のスポーツ少年団の名義で行う活動については免除となりますが、加盟団体による定期的な活動については2分の1の減額となります。 また、小・中学生が中心に活動する団体（小・中学生の数が団体の構成員の数の2分の1以上で、そのうち2分の1以上が市内に在住又は在学）については、2分の1の減額となります。この条件を満たす団体であれば、スポーツ少年団に加盟する団体と使用料は同額となります。	2月17日
使用料	2	スポーツ少年団登録料を支払っている場合、正式活動である大会、練習試合、練習に関しては利用料免除。 懇談会やバザー、レクリエーション実施の場合は半額。 ということになりますか。	スポーツ少年団の主催する大会等については、規約等に規定するような大会等を実施する場合は免除となりますが、加盟している団体が利用する場合には減額となります。 活動種目以外の施設利用は認められません。	2月24日
使用料	3	PTAの催し物としてスポーツ交流会を行っており、交流会に向けての練習を体育館で毎月2回ほど行っている場合は、団体登録する必要はありますか。また登録する必要がある場合は減免になるのでしょうか。	月2回の利用の場合、団体登録が必要となります。また、「学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合」は免除となりますが、この場合は合致しないことから、PTAであることによる減免はございません。	2月24日

種類	種類別 No	質問	回答	受付日
使用料	4	学校の事情により、運動場は半分しか使用できない場合、全面の料金となりますか。または、半面の料金となりますか。	使用料の算定に用いた面積については、貸し出せる面積から算出しており、事情があり全面を貸し出すことが出来ない場合は必ずしも全面の面積から算出しておりません。 よって、学校の事情により半面しか貸せない場合は、半面の料金としております。	2月24日
使用料	5	雨などで使用ができない場合、利用料の返金はないのですか。ある場合はどのようにご返金が行われるのでしょうか。	利用者の責によらず使用できなかった場合、返金いたします。返金の申請をしていただきましたら、ご指定の口座あて料金を振り込ませていただきます。	2月24日
使用料	6	ナイターの電球の数は自分達で数えるのでしょうか。	電球数及び使用料は市で算出しております。金額については、後日ホームページに掲載いたします。	2月24日
使用料	7	減免対象団体について詳細を教えてください。	減免の対象に合致するか判定するフォームをご用意しておりますので、よろしければご活用ください。 料金区分確認フォーム： <a href="https://logoform.jp/f/GV1tV">https://logoform.jp/f/GV1tV</a>	2月25日
使用料	8	(利用申請-3と同じ) 利用申請、使用料の支払いまでの期間を教えてください。 また、利用申請後の修正は不可ですか。空きが確認できたとしてもそこは利用申請できないのでしょうか。	おおよそのスケジュールは以下のとおりです。 ①利用申請：利用月の3か月前の15日まで ②（電子決済の場合のみ）納付申請：利用月の3か月前の末日まで ③納付書の送付または電子決済の案内：利用月の2か月前の15日頃 ④使用料の納付：利用月の2か月前の末日以降  利用申請後の修正は原則受け付けません。また、空きが確認できた場合について、令和8年度は利用できません。令和9年度以降については、空いた枠を利用できるような制度の構築を進めております。	2月25日

種類	種類別 No	質問	回答	受付日
その他	1	①管理人、警備員は常駐するのでしょうか。 ②小学校を小学生が使えず、大人が使用するのには理にかなっていないと考えます。	①警備員を常駐させる予定は、現時点ではございませんが、セキュリティ上、貸し出しに支障がある学校施設については貸し出しをしないこととしています。加えて、利用許可を受けた団体のみが施設に入れる仕組みとして、令和9年度からはスマートキーの設置を予定しており、安全性の確保を図ってまいります。 ②小学生の利用については、川口市子どもの遊び推進条例に基づく施策（可能な限り子供が自由に遊べる仕組み等）による施設利用を妨げないこととしております。	2月17日
その他	2	平日学校が開く前にも使用するようですが、そこに通う子供達に何も問題はないのでしょうか。	平日の学校が開く前の利用は、想定しておりません。学校施設開放事業としての開放時間は、平日は午後5時から午後9時の範囲内において、学校ごとに開放時間を定めております。	2月17日
その他	3	ある学校の説明会に出席したのですが、他の学校でも同じく説明会がありますか。また、同じような予約に変わりますか。	同様の説明会が行われます。また、予約方法等の制度については、学校により差はありません。	2月24日
その他	4	利用申請システム開始の通知はどこから入れますか。	後日ホームページに掲載いたします。	2月24日
その他	5	朝練を午前6時から実施している場合、従前どおり実施できますか。	学校施設開放事業は午前7時からの利用を想定しております。午前7時より前の利用については、学校との調整をお願いします。また、6時から7時の利用については、利用申請等の手続きは不要です。	2月25日